

平成30年10月17日

京都市長 門川 大作 様

改善命令に基づく取組状況報告書

京都市伏見区東大手町749番地

フロムイースト3階

特定非営利活動法人エンゼルネット

理事長 山本 拓史

当法人が、平成30年8月2日付け京都市達文地第2号で受けました特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令のうち、「役員体制の見直し」について、10月15日に開催する理事会において新役員を選任し、速やかに結果を報告する旨御説明しておりましたが、小規模保育事業の安定的な継続に向けた引継が不十分である等の意見があり、継続協議となりました。

改めて10月22日に理事会を開催し、引き続き協議することとしておりますが、現時点における当法人の取組について御報告させていただきます。

なお、10月24日が期限となっていることは十分認識しております。

記

- 1 当法人は、当法人の理事長による虚偽報告に加え、そのような報告を役員らが制止出来ず、相互牽制機能が働いていなかったことを真摯に受け止め、当法人の役員全員が辞任し、新たに新役員を選任したいと考えております。

- 2 上記のような当法人の問題点を踏まえ、新役員は、コンプライアンス、法人・事業所の適正な運営、相互牽制機能を持つ執行体制という観点から、非営利組織論を専門とする学識経験者を中心に、保育事業経験者や地域活動の実践者、会社経営者など多様な方面の有識者が参画することにより、また、弁護士による法令遵守の取組及び税理士による監査を行うことにより、相互牽制機能を働かせながら、適正な運営を行っていきたいと考えております。

役員候補者の概要

理事長	大学教授（専門：非営利組織論）
副理事長	社会福祉法人元理事、小規模保育事業経験者
理事	弁護士
理事	NPO法人理事長
理事	会社経営者
監事	税理士

- 3 また、新役員体制の下、法人・事業所運営がより適正なものとなるよう、次のとおり理事会機能の強化を図りました。

(1) 理事会の権能の強化

総会で行っていた事業報告や決算の承認、役員の選任・解任、役員報酬等の議決を理事会で行う。

(2) 理事会開催の定例化

理事会を原則として2箇月に1回を目途に開催することにより、的確に状況を把握し、事業所運営に対する理事会の関与を高める。

以 上